

破産手続 Q & A

どのような書類等を用意して、どこの裁判所に行けばよいのですか？

- ◎破産・免責申立書…破産・免責手続を利用したい旨を書いた書類
 - ◎債権者一覧表…債権者の名前、住所、債務の内容、残額などを書いた一覧表
 - ◎添付書類…住民票（本籍が省略されていないもの）、財産目録、収入状況が分かる書面（源泉徴収票など）、その他裁判所から指示される書類
- ※各種書類は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。
- ◎申立費用…申立手数料 1500 円（収入印紙）、裁判所が定める額の手続費用や郵便切手
 - ◎申立先…原則として債務者の住所地を管轄する地方裁判所
- ※添付書類や手続費用の額などについては、事案によって異なります。

破産手続開始決定によって生じる義務や制限はありますか？

- 破産手続開始決定によって、例えば次のような義務や制限が生じます。
- ◎破産や免責に関して裁判所や破産管財人が行う調査に協力して、必要な説明等をする義務が生じます。
 - ◎裁判所の許可を得なければ住居等に移転することができなくなることがあります。
 - ◎郵便物を破産管財人に転送する措置がとられることがあります。
 - ◎保険外交員、警備員など一定の職業に就くことができなくなります。
- ※破産者になっても選挙権や被選挙権を失うことはありませんし、破産者であることが戸籍や住民票に記載されることもありません。

すべての財産を手放さなければならないのですか？

生活に必要な一定額の現金や日用品など差押えが禁止されているものや破産手続開始決定後に得た財産については、処分の対象にはなりません。

債権者から給料などの差押えを受けることはありますか？

破産手続開始決定後、破産手続と免責手続のいずれもが終了するまで、債権者が個別に破産者の財産を差し押さえることは、禁じられています。

☆不明な点は、最寄りの地方裁判所にお問い合わせください。

自己破産の申立てをされる方のために

債務や財産を清算し
生活の建て直しを図る手続です。



最高裁判所

破産手続 の流れ

申立て

破産手続開始決定
(裁判所は、債務者が借金等を支払う資力がないと判断すると、破産手続を開始する旨の決定を出します。)

※破産者とは、この破産手続開始決定を受けた債務者のことをいいます。

破産手続
(破産者の財産をお金に換えて債権者に公平に分配する手続です。)

免責手続
(法律上の支払義務を免除して、破産者の経済的な立ち直りを助ける手続です。)

☆破産手続を進めるために必要な額のお金や財産が破産者にある場合とない場合とで、手続が異なります。
(※ただし、同時廃止型の手続においても申立手数料や公告費用など最低限の費用は必要になります。)

必要な額のお金や
財産が**ない**場合

必要な額のお金や
財産が**ある**場合

同時廃止型

管財型



☆裁判所が選任した破産管財人が中心になって、次のような手続を行っていきます。

- 破産者の財産状況を調査します。
- 破産者の財産を売却してお金に換えます。
- 債権者の債権の有無や債権額を調査します。
- ②のお金を債権者へ分配(配当)します。

破産手続終結決定

☆債権者に配当をした後、破産手続を終了する決定をします。

破産手続廃止決定

☆債権者に配当をすることができる財産がない場合は、配当をしないで破産手続を終了する決定をします。

同時廃止決定

☆破産手続開始決定と同時に手続廃止決定をして、破産手続は即座に終了します。

債権者から意見を聴く期間(1か月以上)

破産管財人の意見(管財型の場合)



免責許可決定

☆例えば次のような一部の債務を除き、債務の支払義務が免除されます。

- …税金や罰金
- …養育費
- …その存在を知らずながら債権者一覧表に記載しなかった債務
- …加害意図に基づいた不法行為の損害賠償債務

免責不許可決定

☆例えば次のような一定の事情がある場合には、免責が許可されることがあります。

- …ギャンブルや浪費が借金の主な原因である場合
- …財産を隠した場合
- …裁判所や破産管財人が行う調査に協力しなかった場合
- …過去7年以内に免責を受けている場合

※必要な額のお金や財産がない場合でも、財産や免責に関する調査の必要があるときなど、例外的に管財型になる場合があります。